

土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 13 号

土地開発基金条例の一部を改正する条例

土地開発基金条例（昭和 44 年岩手県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基金の額) 第 2 条 基金の額は、 <u>2,500,000千円</u> とする。	(基金の額) 第 2 条 基金の額は、 <u>2,200,000千円</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。